

# 特定事業所加算算定要件について

計画相談支援における特定事業所加算の算定に当たっては、以下の要件をすべて満たしていることが条件となります。

## (1). 常勤・専従の相談支援専門員を3名以上配置し、うち相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置

※ 当該加算を算定する事業所においては、少なくとも常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。なお、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名以上含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。

## (2). 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催

## (3). 24時間連絡体制の確保、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保

※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能とします。

(4). 新たに採用するすべての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施

(5). 基幹相談支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供し、基幹相談支援センターが実施する事例検討会に参加

※ 基幹相談支援センターとして、町田市も当該機関として取り扱わせていただきます。また、町田市では、定期的に行っている相談支援事業所連絡会をここでいう事例検討会に当たるものとして取り扱わせていただきます。